

◎岩手県議会情報公開条例の一部を改正する条例（条例第31号）

1 公文書の管理に関する条例の施行に伴い、所要の整備をすることとした。（目次、第2条、第6条、第7条、第33条～第37条関係）

2 施行期日

この条例は、令和4年10月1日から施行することとした。（附則関係）

◎県議会議員の定数等に関する条例の一部を改正する条例（条例第32号）

1 令和2年国勢調査の結果に基づき、県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を改正することとした。（第2条関係）

2 その他所要の整備をすることとした。（第2条関係）

3 施行期日等

（1）この条例は、次の一般選挙から施行することとした。（附則第1項関係）

（2）所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）